

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	川西市環境審議会		
事務局	美化環境部美化環境室環境創造課 内線(2930)		
開催日時	平成25年5月29日(水)10時30分～11時40分		
開催場所	保健センター 2階 健康教育室		
出席者	委員	竹岡委員(会長)・木下委員(副会長)・豊福委員・中野委員・服部委員 河野委員・中本委員・石井委員・宮坂委員・土田委員・樋口委員・ 的場委員	
	事務局	市長:大塩 民生・美化環境部長:上田 好伸 美化環境室長:空田 功・環境創造課長:仲下 道則 環境創造課主査:柳本 一志・同技師:井上 功	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	報告事項 審議会事務局の組織変更等について  議 事 (1)生物多様性地域戦略の策定について(諮問) (2)環境審議会規則の改正について		
会議結果	詳細は審議経過のとおり		

## 審議経過

事務局 : < 開会宣言 >

< 市長挨拶 >

< 新委員自己紹介 > (宮坂・土田・樋口・的場各委員)

事務局 : < 報告事項 > この4月の異動等に伴う事務局の変更点について報告

< 事務局自己紹介 >

事務局 : 議事の(1)「生物多様性地域戦略の策定について」市長より諮問させていただきます。

< 市長諮問書朗読・会長受け取り >

< 市長退席 >

事務局 : ここからの議事の進行は会長より行っていただきたいと思います。会長よろしく願います。

会 長 : では、諮問の内容について、事務局から詳しい説明をお願いします。

事務局 : それでは生物多様性地域戦略の策定について説明させていただきます。資料1をご

参照ください。生物多様性とは複雑な意味を持ち、一言で説明するのは難しい言葉ですが、簡潔に申し上げますと、人間も含め、地球上のすべての生物は、生態系という環の中でつながっており、その多様性を保持することが、人間にとって有用な価値を持つとともに、将来にわたる安全性を確保するという考え方になると思っております。

策定の法的根拠といたしましては、平成 20 年に策定された資料1の「生物多様性基本法」というものがあり、その中の13条で、「市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」という努力規定となっております。また、生物多様性基本法の下に作られた生物多様性国家戦略2010でも、地方公共団体の参画の重要性が明記されているところです。

生物多様性の保全は世界的にも非常に重要なトピックスとなっており、国もその保全に力を入れているところですが、生物多様性のあり方や課題は各地域ごとに異なっています。生物多様性保全の方策は、各地方公共団体がそれぞれ持っている自然環境、生態系及びその課題に応じて、独自に定めることが、最も効果的であると考えられています。そこで、生物多様性地域戦略の策定が重要となってきているわけでございます。

このように全国的に生物多様性地域戦略策定の流れにある中で、特に川西市は、北部の黒川地区の里山や、一庫ダム、猪名川周辺といった豊かな自然が特長的な都市でございます。市独自の生物多様性保全の戦略～(仮称)生物多様性かわにし戦略～と申し上げますが、これを策定することは、川西市独自の自然、生態系の素晴らしさをさらにアピールすることにもつながり、オンリーワンのまちづくりに寄与するものと考えていま

す。

そのため、市では25、26年度の2年にわたりまして、継続費として、500万円の予算を計上しております。これにより戦略の策定に取りかかる予定としております。この生物多様性地域戦略策定は環境の保全と創造に関する重要事項であると認められるため、川西市環境基本条例第22条第2項の規定により、本審議会に諮問させていただいた次第です。以上が説明でございます。

会 長 :事務局より諮問の説明がありました。これにつきまして、委員の皆様方から何か質問はありましたら自由にご発言ください。

委 員 :ここに出ているすべての所管、内容について、この環境審議会ですべて答申するのでしょうか。

事務局 :一定の方向性、ビジョンについては皆様でご議論いただきたいと考えています。

委 員 :そうであれば、スケジュールなどの説明がないと思うのですが。

会 長 :その点については、後ほど事務局から説明してもらいたいと思います。

委 員 :わかりました。

会 長 :他にありますか。

委 員 :部会の案の中に産業界からのメンバーがいないと思うのですが。

会 長 :部会の案についても、後ほど事務局から説明があると思います。

事務局 :それではいくつか質問がありましたので、具体的な策定手順について説明させていただきます。あくまで事務局の案ですがご説明いたします。

生物多様性戦略の策定には専門的な知識が必要となることから、本審議会の下に専門部会を設けさせていただきたいと考えています。この専門部会の名称を、「生物多様性かわにし戦略策定専門部会」として、戦略の方向性や、内容についてご検討いただきたいと考えています。

具体的な専門部会の委員の案については別紙のとおりであり、本審議会より生物に関して造詣の深い木下副会長と服部委員に専門部会に入っていただいて、その他に外部の学識経験者、市民代表、関係行政機関及び本市の関係所管の職員、室長級を含めまして部会を構成したいと考えております。このように策定の手順の第一段階として、まず専門部会の立ち上げを行っていききたいと思います。その次に、具体的な策定のスケジュールですが、生物多様性戦略を策定するためには市内の生態系の現況調査を行う必要があります。それには相応の時間を要するため、策定は今年度と来年度の2カ年で行いたいと考えています。今年度は先ほどご提案いたしました専門部会の立ち上げを行うとともに、戦略策定の補助をする委託業者の選定をプロポーザル方式を用いて行いたいと思っております。委託業者が決まりましたら、専門部会で定められた戦略の方向性に従って、市内の生態系の調査等を行うなど戦略策定の下地を作り、それを基に来年度に(仮称)生物多様性かわにし戦略を作り上げていききたいと思います。

おおざっぱですが、このような流れで策定したいと考えています。審議会規則の中に、専門部会から審議会に報告するという規定がありますので、戦略策定の状況報告のために、審議会を今年度中にもう1回開催したいと考えますので、よろしく願います。

会 長 :事務局より策定手順の案の提示がありました。この案について、委員の皆様方からご意見を

お願いします。

委員 : 学校とか行政も重要ですが、企業の参加も必要だと思うので、専門部会の委員に加えてもらいたいと思います。

会長 : 企業の参加というと、具体的にはどういうことになるのでしょうか。

委員 : 地域に携わっているものが全体で取り組む必要があると思っています。

会長 : 川西には能勢電鉄がありますが、ここは生物多様性に熱心と聞いていますので、専門部会に何らかのかたちで参加してもらったらいいと思います。

委員 : 企業の中には、農業従事者も入ると思うのですが、そのあたりにもご参加いただければと思います。

会長 : 農業関係者にも専門部会に入っていたら、というご意見ですが、皆様どうでしょうか。農業関係者とは具体的にどういう組織になるのでしょうか。事務局、具体的に何か把握していますか。

事務局 : 生物多様性戦略の策定は産官学民の協働と参画のもとで策定すべきと考えています。産の分野については、会長よりご指摘のありました能勢電鉄が環境保全に積極的であると聞き及んでいますので、一つの案としてお受けしたいと思います。農業関係者につきましては、今の段階ではどのような団体、企業があるかは把握していませんので、検討させていただきたいと思います。それ以外は別紙2のとおり、官学民を代表するかたちで専門部会の委員になっていただこうと思っています。

会長 : 農業関係者について、専門部会に入っていただくということですか。

事務局 : 具体的なことは、まだ調べておりませんので、検討させていただきたいと思います。

会長 : わかりました。

他にありますか。

委員 : 専門部会の委員に中野委員にも入っていただけたらいいと思います。中野委員は伊丹市で生物多様性の部会の会長もされていますので、適任と思います。

会長 : 中野委員に入っていただくのは私も賛成です。他の方の意見はどうでしょうか。事務局はどうですか。

事務局 : 異存ありません。

会長 : では、中野委員よろしくお願いします。

委員 : 私は伊丹市の方で部会長をさせていただいていますが、そこでは服部先生から貴重なご意見をいただいております。私は専門が自然、動植物系ではないので、こちらでも、専門部会に参加させていただくとすれば、専門家の方の意見を引き出すという役回りをさせていただきたいと思います。

会長 : それで結構と思います。他にありますか。

委員 : 市民代表が2名というのは少ないような気がするのですが、植物や動物など、各方面の意見を聞く必要もあると思います。

会長 : 市民の方にはこういう問題に関心のある方もおられると思います。現段階では専門部会のメンバーは一部を除くと、まだ固まってませんので、これから、そういう方を探せれば参加していただこうと思います。

委員 : そういう面では、部会の目的、性質、範囲などを明確にしないといけないと思います。そうしないと収拾がつかなくなる可能性があり、時間内にまとまらないと思います。

会長 : 今後、部会が動いていくなかで、そういう話も決めていければと思っております。それでは

しいですか。

委員 : はい。あくまで提案ですので。

環境審議会から質問があった時に、部会が応えなければならないわけで、責任は重いのです。2年間という話ですが、その期間で成果をはっきりしないといけないので、その中で、例えば具体的にガイドラインを作るのかとか、もうちょっと漠然とした目標だけでいいのかとか、2年間での目標をしっかりと決めないといけないと思います。

会長 : わかりました。他にありますか。

委員 : コンサルタント業者はプロポーザルで選定するとのことですが、その選定に専門部会に関わりは持てるのですか。

事務局 : 資料2の中の行政部門のメンバーで選定委員会を作ろうと考えています。

委員 : 行政以外の専門部会員は関われないのですか。

事務局 : 選定委員会の中に、専門部会の官以外の部分からの参加は可能とは考えますが、あまりに多すぎるのも評価が難しくなりますので、ある程度絞っていきたいと思います。

委員 : 業者から上がってくる内容というのは、専門的なものだと思うので、専門部会なしで評価するのは矛盾すると思うので、全員じゃなくていいので、1名でも2名でも入れていただきたいと思います。

事務局 : わかりました。

会長 : 他にありますか。

委員 : 関係行政機関で入っていただくメンバーがいますが、やはり生物というのは川西だけの範囲に広がっているわけではないので、川西だけががんばってもしかたないので、県の生物多様性などとの関係を考えられる体制にしたいと思います。

会長 : わかりました。

思った以上に議論が進んで、いろいろ熱心な意見をいただきまして、専門部会のメンバーの具体的な候補もいろいろあげていただきうれしく思います。

いただきました多数の意見を参考にしながら、事務局の案にしたがって、生物多様性地域戦略の策定を進めていってほしいと思います。

議事の(1)はこのくらいにして、次に、議事の(2)環境審議会規則の改正について、事務局より説明願います。

事務局 : それでは議事の2環境審議会規則の改正について説明させていただきます。この改正は先ほど了承いただきました専門部会の設置につきまして、必要な条項を改正しようとするものです。

改正する条文は主に第4条「部会」の項目になります。まず、第2項について、現行では「部会に属すべき委員は、学識経験のある審議会の委員のうちから会長が指名する」となっていますが、先ほどご説明いたしましたとおり、今回の専門部会には、審議会委員だけではなく、外部の学識経験者や市民代表、市職員などに部会員になっていただく予定ですので、それが可能になるよう表現を改正するものです。改正後は「部会は、部会長及び部会員15名以内で組織し、市長が委嘱し、または任命する」となります。

また、第2項の改正にあわせまして、第3項の部会長の規定、第5項の部会長の職務代理の規定及び第5条の意見の聴取等の規定を矛盾がないように改正いたします。

以上が環境審議会規則の改正になります。

会 長 :事務局より説明は終わりました。この改正について、委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

委 員 :15人以内という規定ですが必要でしょうか。

会 長 :委員から意見のあった件については、私も「15名以上」というよりは、「部会長及び部会員若干名」という表現にした方がよいのではなからうかと思いますが、どうでしょうか。

事務局 :15名とした根拠については、専門的な方向性を決める専門部会を運営するのに、あまりに大勢ですと混乱しますので、今回案として13名の部会員の案をあげておまして、それに対応するかたちで15名にしております。若干名というのは、人数的にあいまいで、2,3名と取られかねないと思います。

会 長 :あいまいな方がいような気もしますが。

事務局 :今回15名で提案しましたが、先ほどの議論で少し増やすような提案もありましたので、20名以内という表現にすることは可能だと思います。若干名というのは、少なすぎる印象がありますので、難しいかと思えます。

会 長 :15名以内というのを省いてしまうことはできるのでしょうか。

事務局 :人数を書くのが通例ですが、法制担当と協議して、もしできるようであれば、人数を省いたかたちに変えさせていただきたいと思えます。

会 長 :わかりました。

副会長 :第2項の部分で、専門部会の部会員を選ぶのに、審議会との関わりが不明確だと思うのですが、どうでしょうか。

会 長 :審議会と専門部会との関わりが不明確とのことですね。

委 員 :それに関して言えば、資料2で案が出てきていますが、現段階では名前が入っているわけではないので、このままで専門部会が開かれることになれば、専門部会の人選に関して、審議会の承認がなくてもいってしまうので、専門部会の案が出れば、あとの人選等については、事務局が会長等と相談して行うとの承認を取っかないといけません。

委 員 :通常は委員の中から部会のメンバーを選ぶと思うのですが、今回はそうではないので、例えば会長の権限で選ぶことができるのか、はっきりしとしないと混乱を招く気がします。

会 長 :今回は市長が委嘱、又は任命するという案ですよね。会長が委嘱や指名するというのはいかがですか。

事務局 :現行では、審議会委員の中から選ぶということで、会長が指名というかたちになっていますが、今回の改正案は審議会委員以外からも専門部会に入っていくということで、会長の及ぶ権限を越えますので、市長が委嘱、任命するということにしています。

会 長 :しかし、組織としては環境審議会の専門部会ということになるのではないですか。

事務局 :ここの部分については、表現は別にして、専門部会の委員は会長が指名して、その委員を市長が委嘱するというかたちにすれば、審議会があってその下に専門部会があるというスタンスを取れることになると思えます。その表現が可能かどうか、法制担当と相談した上で決めさせていただきます。

会 長 :わかりました。ひとつの案として「会長が指名し、市長が委嘱または任命する」というかたちを法制部門と相談したいということですが、それでよろしいでしょうか。

委員 : 了解です。

会長 : それでは、本日の環境審議会はこのあたりにしたいと思います。専門部会の委員はまだ決まったわけではないですが、委員をお願いすべき方々、この中でも木下委員、服部委員、中野委員といらっしゃると思いますが、生物多様性地域戦略の策定をよろしく願いいたします。

事務局 : 協議事項で残ってしまった件につきましては、今後、事務局と会長で相談させていただいて、決定させていただいたものを、審議会の決定事項として、各委員の皆様へ送付させていただくということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

会長 : 皆様、それでよろしいでしょうか。

委員 : 了解です。

会長 : 次回は、年明けあるいは年度末ごろに、生物多様性地域戦略の策定状況の報告を受けるために審議会を開催したいと思います。皆様、よろしく願いいたします。本日はお疲れ様でした。